### 一般社団法人 青森県建設業協会会長 殿

青森県県土整備部建築住宅課長 (公 印 省 略)

#### 一戸建ての住宅等に係る中間検査の実施について(依頼)

平素から、本県の建築指導行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県では現在、「建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定」の一部改正を行い、新たに一戸建て住宅等を中間検査の対象とする等の準備を進めております。

当該改正の適用は平成30年4月1日以降に確認申請書の提出がなされたものとする予定ですが、貴職におかれましては事前に制度について下記を参考に関係者に対し広く周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、パブリック・コメント制度による意見募集を下記により実施しておりますので併せて お知らせいたします。

記

- 1. 周知手法の例
  - ・ホームページへの掲載
  - ・電子メール等の活用
  - ・機関誌等の活用(記事掲載、郵送時にチラシを同封する等)
  - ・窓口にチラシを設置 など
- 2. パブリック・コメント制度による意見募集

「あおもり県民政策提案制度(パブリック・コメント制度)」

URL: https://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/seisaku/iken.html

担当 青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ 石橋 電話 017-722-1111 (内線 6799)

# 青森県内(青森市、弘前市、八戸市を除く区域)において 住宅等の中間検査を行います

# 1 変更となる建築物の用途

- ①一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅(新規)
  - →新規指定、その用途に供する部分 100 m以上かつ 2 階以上(地階除く)
- ②下宿、共同住宅、寄宿舎(改正)
  - →既指定の対象範囲の拡大(対象となる規模は①に同じ)

# 2 適用時期

平成30年4月1日以降に確認申請されたもの (それ以前に確認申請書が提出されたものは従前のとおり)

## 3 申請書類

中間検査申請書の添付書類に以下の書類が追加されます。

- ① 壁又は筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図面
- ② 土台、柱、はり又は壁若しくは筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合 方法を明示した図面等
- ③ 壁又は筋かいを検討した書類
- ④ 基礎の構造を明示した図面
- ⑤ その他必要と認める書類

確認申請書に添付した場合は改めて中間検査申請書への添付は不要です。 速やかに中間検査合格証が発行されるためにも確認申請時での添付に御協力下さい。

## |4 手数料|(県民局に申請する場合)

100~200 m<sup>2</sup>: 23,000 円、200~500 m<sup>2</sup>: 32,000 円

- 注1) 指定内容は2月中旬までのパブリック・コメント実施後の告示を予定しております。
- 注2) 民間確認検査機関に申請する場合も上記の規定が適用されます。
- 注3)都市計画区域外にある確認申請書の提出が不要の建築物には適用されません。